



中小企業融資制度のご案内

— 経営向上小口資金 —

責任共有制度：対象外

対 象：中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者で、次の要件を全て満たしている方。

- ① 熊本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営していること。
- ② 市県民税又は法人市民税を納税していること。（非課税措置または減免措置を受けている場合を除く。）
- ③ 許認可を要する業種の場合は、その業種にかかる許認可を受けていること。
- ④ 信用保証協会の保証対象業種であること。
- ⑤ 信用保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）が無いこと。

資金使途：事業経営に必要な運転資金・設備資金

融資限度額：1事業者につき、1,000万円（課税状況により500万円）

小口資金との合計額は、1,000万円

この融資と既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極限度額）との合計で2,000万円

融資期間：5年以内（据置期間6か月以内・融資期間に含む。）

貸付金利：固定 年1.70%以内（返済期間3年以内の場合）

固定 年1.80%以内（返済期間4年以内の場合）

固定 年1.90%以内（返済期間5年以内の場合）

返済方法：一括又は分割返済

信用保証料：信用保証協会の定めるところによる。（年0.50%～2.20%）

信用保証料の補給：有（信用保証協会が算出した信用保証料の1/2を熊本市が負担します。
ただし、全額補給の特例あり※）

※特例については、最下部に記載

連帯保証人：法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。ただし、信用保証協会が特に必要とする場合を除く。

相談窓口：

- ・くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター（TEL 096-355-7402 FAX 096-355-7412）
- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

受付窓口：

- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

取扱金融機関：

- ・肥後銀行 ・熊本銀行 ・熊本信用金庫 ・熊本第一信用金庫
- ・熊本中央信用金庫 ・熊本県信用組合

—信用保証協会や金融機関による審査等の状況で融資が受けられない場合もあります。—

< 熊本市商業金融課 TEL096-328-2424 FAX096-324-7004 >

信用保証料の全額補給に関する特例：

- 対 象：認定支援機関（中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関）を
活用し経営改善に取り組む企業者
- 要 件：①融資申し込み時において、必要書類に加え、認定支援機関の支援を受けて
作成した事業計画書等の提出
- ②融資期間中に取扱金融機関に対して半年に1回、事業状況報告書の提出、
計画の実行、進捗状況の報告